

第2回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和6年2月26日（月）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第11号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について (資料1)

資 料 1	
-------	--

議案第11号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

提出者 教育長 堀 和 夫

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

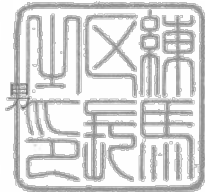
このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

参考資料

5 練総総第 1394 号
令和 6 年 2 月 22 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 燿 男



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の 議案に関する意見聴取について

令和 6 年練馬区議会第一回定例会提出予定議案として、下記の条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出予定議案名

- (1) 練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

令和 6 年 2 月 16 日、練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会（以下「報酬審議会」という。）から、区長、副区長および議員の給料月額等について、0.3%の改定を行うことが妥当であること、ならびに副区長以下の給料月額等については、区長の給料月額と各職との比率で定めることが妥当であるとの答申があり、ついでに答申を尊重し、区長の給料月額等を答申どおりに改定する。

このことに伴い、従来、区長の給料月額との比率により定めてきた教育長および教育委員の給料月額等についても、同様に改定する。

また、報酬審議会の答申では、区長等の期末手当についても 0.1 月の改定を行うことが妥当であるとしており、教育長の期末手当についても、同様に改定する。



3 改正内容

(1) 教育長および教育委員の給料等の月額を、つぎのとおり改定する。

職名	現行額 (月額)	改定後の額 (月額)	現行と改定後の差
教育長	854,000 円	856,500 円	2,500 円
教育委員	246,000 円	246,700 円	700 円

(2) 教育長の期末手当の支給月数を、つぎのとおり改定する。

区 分	現行の支給月数	改定後の支給月数	現行と改定後の差
6 月 期	1.625 月分	1.675 月分	0.05 月分
12 月 期	1.625 月分	1.675 月分	0.05 月分
年 間 計	3.25 月分	3.35 月分	0.1 月分

4 施行期日

令和6年4月1日

5 回答について

令和6年2月26日(月)までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

6 添付書類

条例新旧対照表

【担当】総務課総務係 井須 内線5615



練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>854,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>856,500円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行				改正案			
本 則 [略]				本 則 [略]			
付 則 [略]				付 則 [略]			
				付 則			
				この条例は、令和6年4月1日から施行する。			
別表（第2条、第6条関係）				別表（第2条、第6条関係）			
種別	区分	報酬の額	旅費の額	種別	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会	委員	月額 <u>246,000</u> 円	[略]	教育委員会	委員	月額 <u>246,700</u> 円	[略]
	選挙管理委員会 委員長	月額 <u>308,000</u> 円			選挙管理委員会 委員長	月額 <u>308,900</u> 円	
	委員	月額 <u>246,000</u> 円			委員	月額 <u>246,700</u> 円	
	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]
農業委員会	会長	月額 <u>49,000</u> 円		農業委員会	会長	月額 <u>49,100</u> 円	
	副会長	月額 <u>38,000</u> 円			副会長	月額 <u>38,100</u> 円	
	委員	月額 <u>30,000</u> 円			委員	月額 <u>30,100</u> 円	